平成２２年（フ）第１４６号
千葉県松戸市常盤平５丁目28番地の５ジュウエル常盤平1008号、住民票上の住所千葉県松戸市六高台８丁目65番地モア・ステージ松戸３―304号
債務者　美坐　智彦
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６８号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3644番地の３　いすず荘202号
債務者　岩瀬　照夫
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３７１号
千葉県野田市岩名2023番地の46
債務者　戸張　裕一（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２号
福井県敦賀市桜ケ丘町22番24号
債務者　山中真理子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１１号
静岡県御殿場市東田中３丁目４番10号　ハイツリバティＢ202、申立時の住所岩手県遠野市六日町４番７号
債務者　菊池志穂美（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第５１３号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原26番地の10　町営西原第一住宅１号棟102
債務者　小林　昌子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
千葉県東金市広瀬591番地111
債務者　門本真由美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７９号
千葉県山武市横田561番地
債務者　飯塚　一也
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４５７号
兵庫県三田市狭間が丘３丁目７番地９、前住所兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ５棟402号
債務者　川東美智代
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３０号
神戸市灘区国玉通４丁目３番18号藤本文化２Ｆ北、従前の住所神戸市須磨区白川台５丁目７番地の４
債務者　山田　晴彦
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５０号
神戸市長田区二葉町２丁目８番１号北川ビル２Ｆ、従前の住所神戸市長田区松野通４丁目５番７号
債務者　坂本裁断所こと　坂本　光國
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５２号
神戸市北区有野町唐櫃3694番地の264、従前の住所神戸市垂水区高丸２丁目１番11―402号
債務者　橋田　寿一
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９５号
神戸市須磨区稲葉町４丁目２番12―201号
債務者　五月女剛士
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９６号
神戸市須磨区白川台５丁目22番地の４　農住Ｄ―203号、従前の住所神戸市須磨区稲葉町４丁目２番12―201号
債務者　五月女恭子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番４―409号
債務者　木下　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３０号
広島市東区中山上２丁目25番29号　Ｃ棟
債務者　石橋　　愛
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７４号
広島市安芸区船越３丁目10番16―303号
債務者　東森伸太郎
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部